

佐々木

却大

勤務態度又簡固点呼在ハ

日給支給ハ但日給ハ四円

第七

工場内規程四條ヲ撤廢ス

右條項ヲ協議ス

大正十二年二月十八日

職工一同

株式会社

白木屋洋服課 印

東京日本橋 株式会社 白木屋洋服店

縫工執務丙規則 洋服課

- 一 職工長は毎日職工の出缺を調査し所屬課長に報告すべし
- 一 職工長は仕事を整理し職工の従事する工程の良否を嚴密に識別し毎月其結果を洋服課長に報告すべし
- 一 従業員は自己の従事する仕事の種類分量執務場席其他一切の事項は就き職工長の指揮に従ふべし
- 一 従業員にして工場に干渉し其他本工場の秩序風紀を害する行為ありと認めたる時は直に解雇されることあるべし
- 一 本工場に監督を置く
- 一 監督は縫工場を監視し必要ありと認めたる時は洋服課長の許可を得て其施設を實行する事を得は其の時間を計りては他の日に於て仕事に差支へるを限り許可す
- 一 出缺を備付の時開始一時間以内を定率と認め一時間以上を定率と認め